

住宅紛争審査会

申請時の提出物チェックリスト

第二東京弁護士会住宅紛争審査会へ申請を行う際、以下の提出物が必要となります。

1. 必要書類

(1) 評価住宅

- 評価住宅用申請書 (必要部数：5部)
 - 部数の内訳は、①住宅紛争審査会保管用、②紛争処理委員用、③被申請人への発送用となっております。正本1部+副本4部でご用意ください。
 - 申立書の日付は、申立日をご記入ください。
- 個人情報の利用目的等について . (必要部数：1部)
- 個人情報のお取り扱いについて . (必要部数：1部)
- 建設住宅性能評価書の写し . . . (必要部数：5部)
- 証拠書類 (必要部数：5部)
 - 事件に関係した証拠資料等がある場合、任意でご提出いただいております。
- 契約書の写し (必要部数：5部)
 - 請負契約の場合は請負契約書、売買契約の場合は売買契約書となります。
- 法人登記簿謄本 (必要部数：各当事者につき原本1部)
 - 当事者が法人の場合に必要となります。
 - 被申請人の法人登記簿謄本も申請人の方にご用意いただいております。
- 委任状 (必要部数：1部)
 - 手続きを代理人に委任する場合に必要となります。
- 申請手数料の入金証明の写し . . (必要部数：1部)

(2) 保険付住宅

- 保険付住宅用申請書 (必要部数：5部)
 - 部数の内訳は、①住宅紛争審査会保管用、②紛争処理委員用、③被申請人への発送用となっております。正本1部+副本4部でご用意ください。
 - 申立書の日付は、申立日をご記入ください。
- 個人情報の利用目的等について . (必要部数：1部)
- 個人情報のお取り扱いについて . (必要部数：1部)
- 保険証書の写し (保険付保証明書) (必要部数：5部)
 - 又は住宅瑕疵担保責任保険該当性確認結果通知書の写し (必要部数：5部)
- 証拠書類 (必要部数：5部)
 - 事件に関係した証拠資料等がある場合、任意でご提出いただいております。
- 契約書の写し (必要部数：5部)
 - 請負契約の場合は請負契約書、売買契約の場合は売買契約書となります。
- 法人登記簿謄本 (必要部数：各当事者につき原本1部)
 - 当事者が法人の場合に必要となります。
 - 被申請人の法人登記簿謄本も申請人の方にご用意いただいております。
- 委任状 (代理人選任時のみ必須：1部)
 - 手続きを代理人に委任する場合に必要となります。
- 申請手数料の入金証明の写し . . (必須：1部)

2. 申立時のご案内

- ・ 受付は、祝祭日を除く月曜日～金曜日の午前9時30分～午後5時までですが、確認事項等ございますので、午後4時頃までにはお越しいただきますよう、宜しくお願いいたします。
- ・ 被申請人が不応諾の場合、出頭を強制することはできないため、事件を取下げただけでいただくこととなりますが、その際も申請費用の返金はありません。
- ・ ご提出いただいた書類はご返却いたしかねますので、予めご了承ください。